

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成20年11月6日(2008.11.6)

【公開番号】特開2008-212009(P2008-212009A)

【公開日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【年通号数】公開・登録公報2008-037

【出願番号】特願2007-50748(P2007-50748)

【国際特許分類】

C 12 Q 1/68 (2006.01)

C 12 Q 1/37 (2006.01)

【F I】

C 12 Q 1/68 A

C 12 Q 1/37 Z N A

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

DNAメチル化検出用試料を調製するための生体試料前処理液であって、プロテアーゼを含む水溶液からなる生体試料前処理液。

【請求項2】

界面活性剤及び/又はカオトロピック剤をさらに含む、請求項1に記載の生体試料前処理液。

【請求項3】

前記界面活性剤及び/又はカオトロピック剤が、ドデシル硫酸ナトリウム、尿素、及び/又は塩酸グアニジンである、請求項2に記載の生体試料前処理液。

【請求項4】

DNAを切断することのできる切断剤をさらに含む、請求項1~3のいずれか1項に記載の生体試料前処理液。

【請求項5】

pHが7~10である請求項1~4のいずれか1項に記載の生体試料前処理液。

【請求項6】

DNAメチル化検出用試料を調製するための試薬キットであって、請求項1~5のいずれか1項に記載の生体試料前処理液からなる第1試薬と、DNAに含まれる非メチル化シトシンを他の塩基に変換する変換剤を含む第2試薬とからなる試薬キット。

【請求項7】

前記変換剤が、亜硫酸水素塩である請求項6に記載の試薬キット。

【請求項8】

前記亜硫酸水素塩の濃度が、3~10Mである請求項7に記載の方法。

【請求項9】

DNAメチル化検出用試料の調製方法であって、プロテアーゼを含む水溶液からなる生体試料前処理液と細胞を含む生体試料を混合する工程と、

得られた混合液に、変換剤を添加して混合物中のDNAに含まれる非メチル化シトシン

を他の塩基に変換する工程からなるDNAメチル化検出用試料の調製方法。

【請求項10】

前記生体試料が、血清、血漿、生体組織又は乳腺分泌液である請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記細胞が腫瘍細胞である請求項9又は10に記載の方法。

【請求項12】

生体試料前処理液と生体試料を混合する工程の前に、細胞を含む生体試料を界面活性剤及び/又はカオトロピック剤を含む溶解液で溶解する工程、を含む請求項9～11のいずれか1項に記載の方法。

【請求項13】

生体試料におけるDNAメチル化検出方法であって、

プロテアーゼを含む水溶液からなる生体試料前処理液と細胞を含む生体試料を混合する工程と、

得られた混合液に、DNAに含まれる非メチル化シトシンを他の塩基に変換するための変換剤を添加してDNAメチル化検出用試料を調製する工程と、

他の塩基への変換前のDNAの所定領域にハイブリダイズするポリヌクレオチドを用いて、DNAメチル化検出用試料に含まれるDNAのメチル化を検出する工程と、からなるDNAメチル化検出方法。

【請求項14】

前記DNAの所定領域が、遺伝子のCpGアイランドを含む領域である請求項13に記載の方法。